

被扶養者の収入基準額に係る取扱いについて

被扶養者の方の給与収入が収入基準額を超過した場合でも、厚生労働省において策定された「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき、事業主が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を証明[※]し、当組合がその内容を認めた場合は、被扶養者として認定(継続)することができるようになりました。

具体的な取扱いについては、共済事務担当課または当組合へご相談ください。

※事業主の証明は、原則として定期的な被扶養者資格継続調査時に必要となります。



証明様式や認定に係るQ&Aは
こちら



収入基準額		
区分	年額基準額	月額基準額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満
60歳以上 または 障害年金を受給	180万円未満	150,000円未満

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413

組合員の皆さまへ

令和6年度
募集

団体傷害保険のご案内

【傷害総合保険・家族傷害保険・普通傷害保険・ゴルファー保険】

セイフティーライフ

現職組合員さまの団体傷害保険制度

セイフティーライフ・シニア

退職組合員さまの団体傷害保険制度

●退職後の生活を幅広くサポート

万が一に備えて
入ったほうが
良いのかしら…



募集期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月20日(火)まで

お申し込み方法

新規ご加入の方、および既にご加入の方で契約内容を変更される場合は、2月に職場へ配付されますパンフレットをご覧ください、加入依頼書を共済事務担当課までご提出ください。

保険期間

セイフティーライフ

→ 令和6年6月1日午後4時から1年間

セイフティーライフ・シニア

→ 令和6年6月1日午後4時から1年間

お問い合わせ先

取扱代理店

(有)茨城CTVサービス

水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5階

TEL : 029-301-1616

本制度引受会社

損害保険ジャパン(株)茨城支店 法人支社

水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル4階

TEL : 029-231-8043

お気軽に
お問合せ
ください!

